

医推 第 322 号
平成30年 6月 5日

各保健所長 様

医療推進課長

平成30年度における地域医療構想調整会議の進め方について

このことについて、次のとおりとしますので、よろしく申し上げます。

記

1 開催回数

年5回程度（要綱第6条の3による関係のある委員のみでの開催を含む）

2 必須協議事項

具体的対応方針の策定及び合意

3 重点協議事項

- ・ 公立病院及び公的医療機関に係る協議
- ・ 非稼働（休眠）病棟への対応
- ・ 各地域の特性を踏まえた事項

4 ホームページでの公表

- ・ 過年度開催分も含め、まとめて1ページに掲載する。
- ・ 遅くとも開催日の1週間前までにホームページに開催を告知する。
- ・ 会議終了後、速やかに会議資料をホームページに掲載する。

5 その他

- ・ 詳細は別紙「平成30年度地域医療構想調整会議の進め方」を参照願います。
- ・ 年間スケジュールを医療推進課へ報告願います。
- ・ 担当者会議を年数回開催します。

平成30年度地域医療構想調整会議の進め方

地域医療構想の進め方について（平成30年2月7日医政地発0207第1号、以下「厚労省通知」という。）等を踏まえ、次のとおり具体的な調整会議の進め方を整理する。なお、以下の進め方は区域ごとの独自の取り組みを妨げるものではない。

1 役割分担の整理

厚労省通知に基づき、医療推進課と保健所が担うべき役割を整理する。

- ・医療推進課：知事権限の検討、医療審議会での対応、資料のとりまとめ
- ・保健所：地域医療構想調整会議での対応
- ・両者：情報収集

2 調整会議の運営

厚労省通知に基づき、調整会議で合意する具体的対応方針や説明を求める案件等を整理する。また、整理した具体的内容を要領等にまとめ調整会議委員に周知する。

3 スケジュール

年度当初の調整会議において、開催の時期・形式・回数、協議事項、年間スケジュールを決定する。

なお、開催回数について、基金の配分を考慮し厚労省通知を上回る年間5回を目指す。ただし、単純な調整会議の開催数の増は、保健所の業務の増加につながる可能性があることから、要綱第6条の3による関係のある委員のみでの調整会議（分科会）を積極的に活用し、保健所の事務負担を軽減しつつ、地域やテーマに特化した具体的な議論を進める。

4 分科会

- ・形式 議論が活発に行われるよう少人数での開催を基本とする。
- ・テーマ 重点協議事項を中心とする。
- ・メンバー 議長、該当地域の医師会長、病院協会、該当地域の市町村、該当医療機関 等

5 協議事項

- ・必須協議事項

医療機関としての役割や医療機能ごとの病床数を記載した具体的対応方針の策定及び合意とする。

- ・重点協議事項

①公立病院・公的医療機関、②非稼働（休眠）病棟とし、必要に応じ各区域の特

性を踏まえた事項を追加する。なお、病床機能の分化・連携については、平成30年度病床機能報告で予定されている機能の定量化を踏まえて議論する。

【具体的な例】

①公立病院・公的医療機関

厚労省通知に基づき、公立病院・公的医療機関の具体的対応方針別表を作成する（プランに記載の事項の一部を保健所が入力する）。

②非稼働（休眠）病棟

厚労省通知に基づき、必要性を検討する。

必要に応じ当該医療機関に対し、理由書の提出や地域医療構想調整会議へ出席等により、(1)病棟を稼働していない理由、(2)当該病棟の今後の運用見通しに関する計画について説明を求め、必要性を確認する（病院・病棟を建て替える場合など事前に調整会議で協議をしている場合を除く。）。説明の結果、当該病棟の維持の必要性が乏しいと考えられる場合は、当該医療機関へその旨を伝え、地域医療構想の達成への取組に協力を求める。なお、地域医療構想の達成への取組に協力が得られない場合は、医療推進課にその旨報告する。医療推進課は報告を受け、都道府県知事による適切な役割の発揮を検討する。

6 その他資料

厚労省通知で示された調整会議に提示すべき具体的な項目を踏まえ、次の資料とする。

<厚労省通知によるもの>

- ・医療機関の診療実績（※具体的対応方針に含む）
- ・将来の医療需要の動向
- ・病床機能報告の現状と6年後の医療機能比較（※具体的対応方針に含む）
- ・個別の医療機関ごとの各病棟における診療実績
- ・個別の医療機関ごとの地域医療介護総合確保基金を含む各種補助金等の受給の有無（※具体的対応方針に含む）及び受給の詳細

<独自のもの>

- ・個別の医療機関ごとの診療実績
- ・H29 病床機能・H30 許可病床・H30 既存病床と必要病床数推計との比較
- ・医療機関ごとの許可病床数（※具体的対応方針に含む）